

J∞QUALITY 商品認証ラベルの発給システムについて

J∞QUALITY 商品認証事業規約（以下：規約という）第8条の規定により、J∞QUALITY 認証商品（以下：商品という）の販売に当たっては、一般社団法人日本ファッション産業協議会（以下：協議会という）が指定する J∞QUALITY 認証下札（以下：下札という）と J∞QUALITY 認証シール（以下：シールという）を付加しなければならない。ただし、下札及びシールは、協議会が指定する J∞QUALITY 認証ラベル発給業者（以下：指定業者という）より購入するものとする。尚、商品を販売する企業は、規約第5条で規定する企業認証取得の際に、規約第9条で規定する「J∞QUALITY 認証ロゴマークの使用契約書」を協議会と締結していなければならない。また、商品に下札及びシールを単独で付加することはできない。必ず当該商品のブランド下札及び、ブランド織ネームと共に付加しなければならない。

【下札・シールの発給】

①J∞QUALITY 下札・シール発注申請書（様式16号）の提出

下札又はシールを購入するには、J∞QUALITY 商品認証を取得した企業（以下：認証企業という）が、WEB 上から「J∞QUALITY 下札・シール発注申請書（様式16号）」をダウンロードし、必要事項を記入して J∞QUALITY 運営事務局（以下：事務局という）へメールにて申請。尚、下札又はシールの種類、デザイン、価格は、商品認証取得時に事務局から商品認証申請者へメールにて送付する。

②事務局は、メールにて受け取った J∞QUALITY 下札・シール発注申請書の内容を確認し、指定業者へ発注情報を伝達。

③下札・シール購入者（認証企業あるいは認証企業が購入委託する企業）は、J∞QUALITY 下札・シール発注申請書に基づき、指定業者へ下札を発注する。納期は、原則受注後1週間以内の発送とする。

この下札・シール発給については、別紙の図解「J∞QUALITY 認証ラベル発給システムフローチャート」を参照。

J∞QUALITY 認証ラベル発給システム フローチャート

商品認証企業

下札発注申請書 様式第16号
織ネーム発注申請書 様式17号



申請者 または 委託先 縫製企業など ※1

ロゴマーク使用契約

① 申請

- ◆商品認証番号
- ◆企業認証番号
- ◆申請数
- ◆下札/織ネーム番号 など

③ 発注方法の連絡

④ 発注

⑤ 出荷
⑥ 請求

⑦ 支払い



下札発注申請書 様式第16号
織ネーム発注申請書 様式17号



② 申請情報の伝達・登録

ラベルオーダー Webシステム

J∞QUALITY 運営事務局



業務委託契約

下札/織ネーム指定業者

※1 委託先の縫製企業等が発注および下札・織ネームの受取可能